教育・保育施設における活動のめやす　　（様式１別紙）

教育・保育施設における主な年齢別活動内容		軽い運動	中程度の運動	強い運動
	０歳児	○はいはいで移動する ○すべり台を大人にさせてもらう ○手指を使った遊び	○コンビカーを押して歩く ○はっていき、マットの山をよじ登り降りる	○高い高い ○水遊びをする ○布にのせて揺さぶられる
	１歳児	○砂遊び ○室内遊び ○室内用すべり台をすべる	○散歩（往復20分程度） ○２階程度の階段の昇り降り ○すべり台をすべる ○コンビカーに乗る ○リズムに合わせて身体を動かす	○長い階段の昇り降り ○水遊び，泥んこ遊び ○少し高いところから飛び降りる ○コンビカーで走る ○走る
	２歳児	○砂遊び ○室内遊び ○すべり台を自分ですべる	○散歩（往復30分程度） ○長い階段の昇り降り ○三輪車に乗る ○両足とび	○追いかけっこ ○水遊び、泥んこ遊び ○プール遊び ○高いところから飛び降りる ○リズム遊び
	３歳児	○砂遊び ○室内遊び ○すべり台をすべる	○散歩（往復40分程度） ○鉄棒で足ぬきまわり ○ジャングルジムを登る ○三輪車をこぐ	○鬼ごっこ、かけっこなど ○水遊び、泥んこ遊び ○プール遊び ○高いところから飛び降りる
	４歳児	○砂遊び ○室内遊び ○三輪車をこぐ ○すべり台をすべる	○散歩（往復50分程度） ○鉄棒の前まわり ○ジャングルジムを登る ○スケーターに乗る ○水遊び，泥んこ遊び	○鬼ごっこ、かけっこなど ○プール遊び ○フープ遊び ○リズム遊び ○ころがしドッジボール、サッカー
	５歳児	○砂遊び ○室内遊び ○三輪車をこぐ ○すべり台をすべる	○散歩（往復１時間程度） ○鉄棒の前まわり、逆あがり ○ジャングルジムを登る ○スケーターに乗る ○水遊び、泥んこ遊び ○太鼓 ○竹馬	○走る ○プール遊び ○フープ遊び ○リズム遊び ○縄跳び ○跳び箱、マット遊び ○ドッジボール、サッカー
	行事その他 ○施設外の集団生活・集団保育　⇒　徒歩・電車・バスでの移動 ○運動会			

教育・保育施設における医療的ケア児の受入れについて

○教育・保育施設における集団生活及び集団保育について

教育・保育施設は、保護者に代わり小学校就学前の子どもの教育または保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした学校教育施設及び児童福祉施設です。

教育・保育施設では、食事、運動、午睡及び集団での遊び等において、保育教諭・保育士だけではなく他児との関わり合いの機会を持ちながらの集団生活及び集団保育を行います。また、子どもの人数に対する保育教諭・保育士の基本的な配置は右表のとおりです。なお、それぞれの子どもの心身の発達に応じて寄り添った教育または保育を行うため、保育教諭・保育士の加配が行われる場合があります。

クラス年齢	保育教諭・保育士の配置基準
乳児	子ども３人につき１人
１～２歳児	子ども６人につき１人
３歳児	子ども 15 人につき１人
４～５歳児	子ども 25 人につき１人

○教育・保育施設における医療的ケアの実施について

教育・保育施設において実施できる医療的ケアは、看護師又は一定の研修（喀痰吸引等研修）を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた保育教諭・保育士等の職員（認定特定行為業務従事者）が実施できる次の行為です。病気の治療のための医行為及び風邪等に伴う一時的な服薬は含みません。

①口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引　②気管カニューレ内の喀痰吸引　③胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
④経鼻経管栄養　⑤導尿（自己導尿を除く）　⑥インスリン注射（自己注射を除く）
⑦服薬管理（吸入に使用する薬剤等）　⑧酸素療法　⑨気管切開部の管理　⑩吸入
⑪人工呼吸器の管理　⑫人工肛門（ストーマ ※）　⑬その他
※人工肛門（ストーマ）の装具の交換、排せつ物の処理は医行為に当たらない。

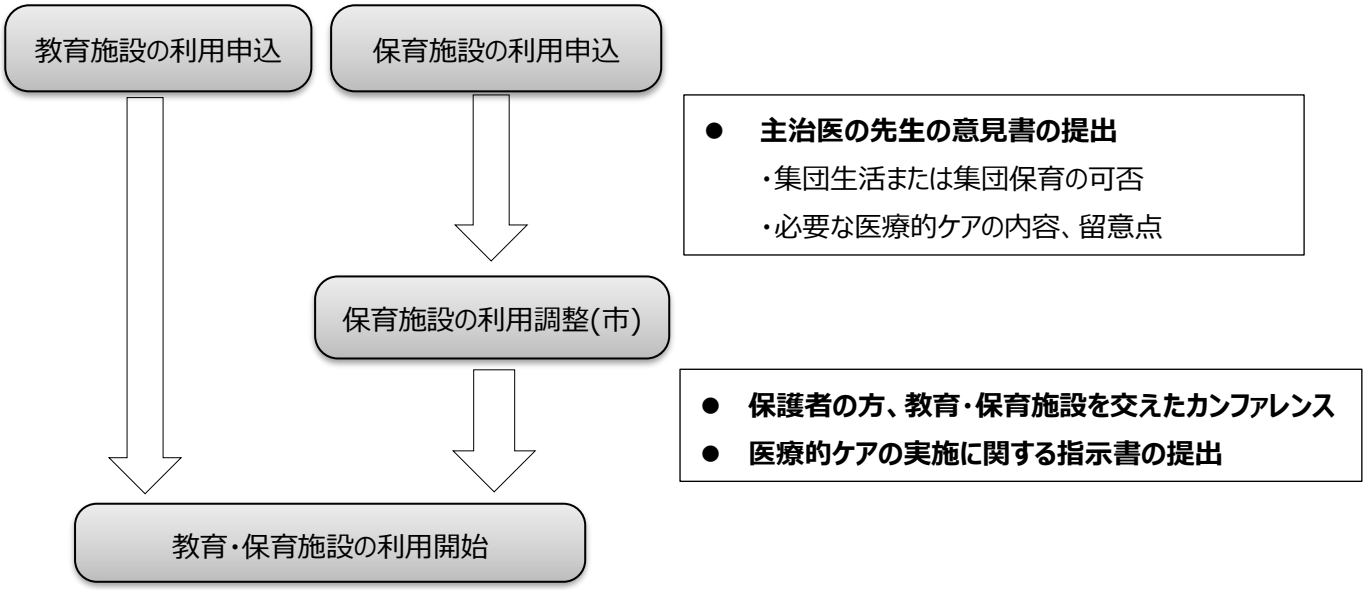
○教育・保育施設における看護師の役割について

教育・保育施設における看護師は、怪我をした子どもや体調不良児のケアをはじめ、与薬の管理や感染予防対策、嘱託医への連絡相談等の業務を担いながら、**保育教諭・保育士とともに教育または保育に従事しています。**

したがって、他児の対応や医療的ケア以外の業務も求められるため、**看護師による常時の見守りや処置を要する対応は難しい場合があります。**

○医療的ケアを必要とするお子さんの教育・保育施設の利用について

教育・保育施設では、集団生活または集団保育が可能な医療的ケアを必要とするお子さんの受入れを行います。その際、お子さまの安全を守るため、主治医の先生からの意見書及び指示書の御提出等を保護者の方にお願いしております。



担当：盛岡市子育てあんしん課　入園係
（TEL）019-626-7511